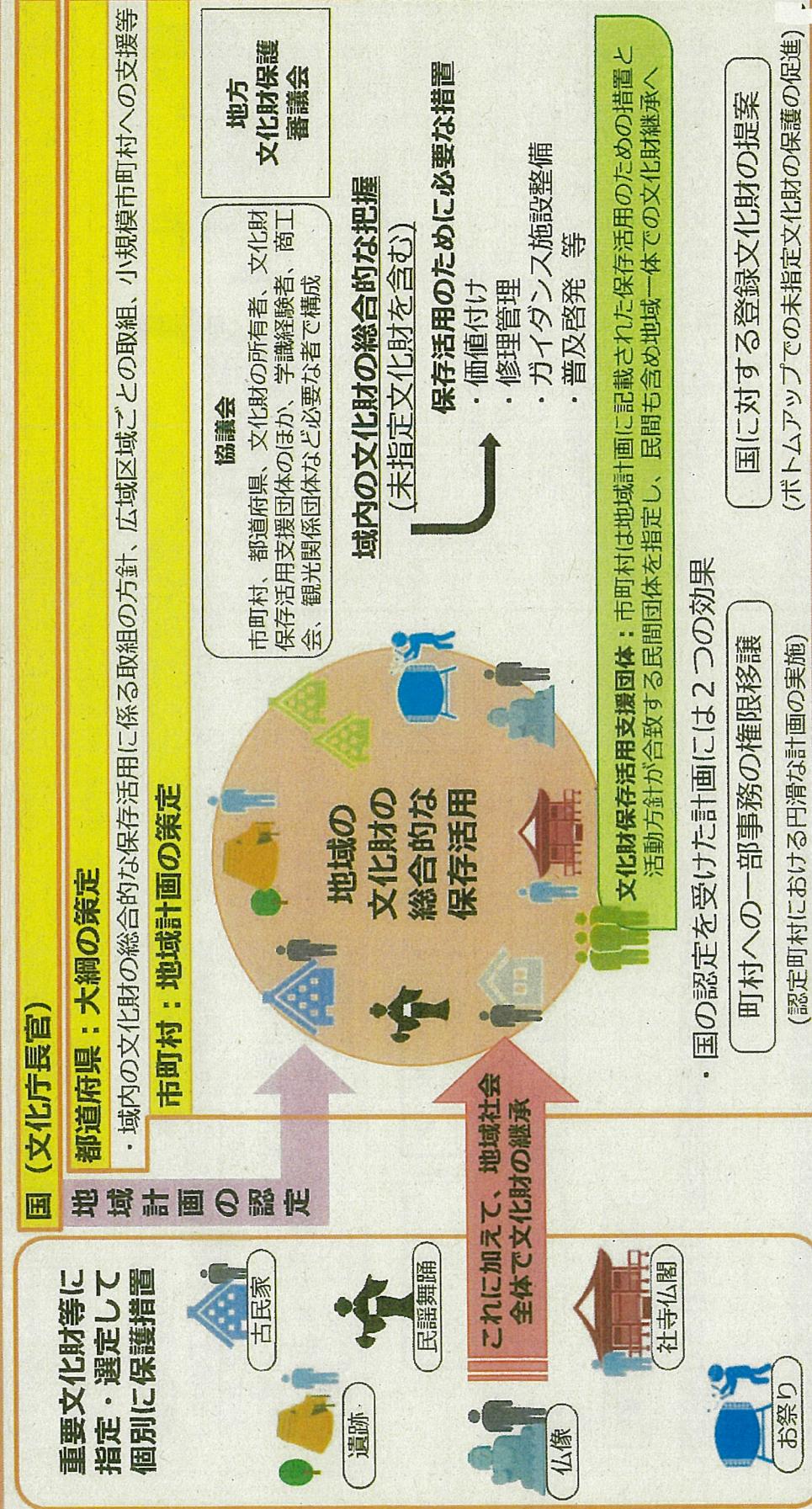


# 改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、そのため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図る。

## ①地域における文化財の総合的な保存・活用



## ②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

### ○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官  
認定

#### 所有者・管理団体：保存活用計画の作成

- 「〇〇家住宅」  
保存活用計画
- 「〇〇城跡」  
保存活用計画
- 等

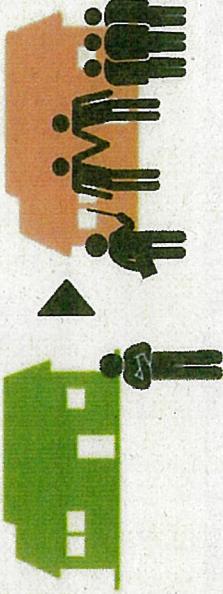
#### 【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

### ○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任で  
きるとしている管理責任者につい  
て、必要があるときに選任できる  
よう要件拡充する

所有者単独で保  
存活用の取組



所有者の取組を  
積極的にサポート

## ③地方文化財行政の推進力強化

- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等にに関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**
- ・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に応するため、文化財保護法において任意設置となつている地方文化財保護審議会の設置を必須とする